

郵政民営化法改正案の国会提出にかかるJAグループの見解

平成24年3月30日
全国農業協同組合中央会
全国共済農業協同組合連合会
農林中央金庫

本日、郵政民営化法の改正案が、与野党共同により国会に提出されました。

J A グループは、ゆうちょ銀行・かんぽ生命と同じく、過疎地や中山間地域を含め、全国各地で金融サービスを提供する社会インフラとして、官と民との役割分担のもと、地域社会に貢献してまいりました。

こうしたなか、J A グループは、郵政改革について、金融2社への政府の関与が続く限り、他の民間事業者との間の競争条件の公平性が確保されず、民業圧迫につながることから、預入限度額・保険加入限度額の引上げや個人向け貸出業務の実施、第三分野保険商品の解禁等の業務範囲の拡大を行わないよう要望してまいりました。

今回提出された郵政民営化法改正案では、金融2社の株式の処分については、これまで設けてきた期限を撤廃した上で、将来的には全ての処分を目指すとしています。預入限度額・保険加入限度額については、当面は引上げないとされておりますが、将来の引上げについての懸念は払拭されておりません。また、新規業務規制については、政府関与が続く限り認可制を維持すべきと考えますが、金融2社株式の1/2以上処分後に一定の義務を課した届出制へ移行することとされています。

政府出資が残る段階での日本郵政グループは、官業とみなさざるをえず、政府関与が続く限りにおいては、預入限度額・保険加入限度額の維持や、公平な競争条件を確保するための金融2社の新規業務規制を徹底し、民業圧迫とならないよう、民業の補完に徹すべきです。

以上

(本件に関する照会先)

農林中央金庫 広報企画室（岡元、田澤） Tel. 03-5222-2017